

# 流山おおたかの森駅西口 パチンコ店出店問題

# どうなるの？どうしてこんなことに？



## 小田桐たかし

流山市議

また「法律上、出店中止の交渉はできない」と繰り返す当局に対し、小田桐議員はその根拠を次のように質しました（概要）。

**小田桐議員**「（パチンコ店は）法律上出店は可能でも、市が掲げたキヤチコピー、進めた街づくりとの関係で課題があれば、出店断念の交渉する行為は当然で違法でない。何故やらなかつた「『交渉できない』とする根拠は？」

市「交渉してもダメなことは初めから明白」「そぐわない施設であれば、（出店断念を求める交渉）

## 「出店中止は求めない」「パチ」「も賑わいのー！」

また「法律上、出店中止の交渉

はできない」と繰り返す当局に對

し、小田桐議員はその根拠を次の

ように質しました（概要）。

**小田桐議員**「（パチンコ店は）

法律上出店は可能でも、市が掲げ

たキヤチコピー、進めた街づくり

との関係で課題があれば、出店断

念の交渉する行為は当然で違法で

もない。何故やらなかつた「『交

渉できない』とする根拠は？」

市「交渉してもダメなことは初

めから明白」「そぐわない施設で

あれば、（出店断念を求める交渉）

やるが、それよりも環境面など実

を取ることを優先した」

**小田桐議員**「駅東口でマンショ

ン建設の際、1階部分は店舗とす

るよう事業者交渉した。初めから

諦める姿勢は問題では？」

市「パチンコ店も街のにぎわい

をつくるための一つ」「住居系が

広がつたので、規制を強化する」

住民の思いや願い、『母になる

なら…』というまちのイメージと

も相容れない姿が明らかになりました。

**パチンコ店出店を可能にする手続きをしたのは市不安を広げても、『申し訳ない』といつ言葉もなし**

3本の陳情が提出されるのは異例の出来事です。しかも、すべてがパチンコ店等の出店に伴う影響を憂慮・危惧したものです。

**小田桐市議は、「強い危機感」「裏切られた気持ち」「不安の声**

が日に日に大きく」など陳情趣旨

を読み上げ、こういう事態を招い

たことへの見解を質しました。

市は「パチンコ店出店を可能に

する手続き（規制緩和）を進めた

のは流山市」「その手続きが成功

か失敗か問われれば、失敗」と委

員会で認めましたが、謝罪や反省

の言葉は最後まで聞かれませんでした。

9月17日開催された流山市議会都市建設常任委員会（小田桐たかしが共産党代表して出席）では、流山おおたかの森駅西口への出店が予定されているパチンコ店に関する陳情書が3本が審査されました。（小田桐たかし市議がおこなった陳情に対する討論は市議団ホームページをご覧ください）

# 住民・地権者・事業者・行政が情報を共有し、 より良い街を一步一步つくる立場で力をあつめよう

## 「住民追い出しになりかねない」と指摘されていた

さらに、パチンコ店出店は想定外ではなく、04年当時、規制緩和する手続きを進める際、住民が提出した『意見書』で「規制緩和で、パチンコ店出店により住民追い出しになりかねない」と指摘されたことも発覚。今回のパチンコ出店問題は、既に『想定内』だったのです。

より良い街をつくるために寄せられた意見は、行政の意に反しても、忌憚なく取り入れ、将来のよき良い姿に関係者が力を合わせる⋮この取り組みの重要性が改めて問われたのです。

### 地権者組合からも要望

おおたかの森駅周辺のセンター

様々な紛余曲折を経て、市の中 心街をつくってきた経緯を考慮すれば、今回、パチンコ店出店に道を開いたことは地権者個人の問題ではなく、行政の姿勢の問題です。だからこそ、陳情審査で『出店断念の交渉』を求める陳情項目を議会で不採択（共産党のみ賛成）としたことは、議会のチェック機能の低下であり、本当に残念です。

しかし、パチンコ店出店をめぐつて住民の様々な取り組みは、『街づくり』に大きな足跡を残しました。それは、来年4月に導入・新設される地区計画案で、今まで出店が認められていたパチンコ店、キヤ

## 住民運動が行政を動かした

様々な紛余曲折を経て、市の中 心街をつくってきた経緯を考慮すれば、今回、パチンコ店出店に道を開いたことは地権者個人の問題ではなく、行政の姿勢の問題です。だからこそ、陳情審査で『出店断念の交渉』を求める陳情項目を議会で不採択（共産党のみ賛成）としたことは、議会のチェック機能の低下であり、本当に残念です。

しかし、パチンコ店出店をめぐつて住民の様々な取り組みは、『街づくり』に大きな足跡を残しました。それは、来年4月に導入・新設される地区計画案で、今まで出店が認められていたパチンコ店、キヤ

地区は、『申し出換地』という制度を活用し、各地権者が土地を確保した経緯があります。そのためには、確保面積の倍以上の用地を区画整理事業に提供しなければなりません。地区計画を新設・導入することは、土地利用の制限にもなり、反対意見が続出することも考えられました。

しかし、小田桐市議の質疑に、地権者組合からも良い街をつくる要望書が提出されていることが分かりました。つまり、住民や地権者の思いをくみ上げ、実現させる行政の努力が決定的に不足しているではないでしょうか。